



三宅町特別栽培米 生産支援事業補助金



三宅町では、環境に配慮した米づくりを推進するため、**特別栽培米**の生産をされている方へ補助金を交付します。

補助対象となる方

三宅町内在住の農業者（個人または法人）

補助対象事業

三宅町内の圃場にて**販売を目的に**特別栽培米を生産する取組

※特別栽培米とは、特別栽培農産物に係る表示ガイドラインに基づき栽培されている米で、農薬の使用回数及び化学肥料の窒素成分量を慣行栽培基準の半分以上に抑えて栽培されたものをいう

補助金交付単価

10aあたり **4,000円**

申請方法

三宅町特別栽培米生産支援事業補助金交付申請書（様式第1号）に実施する圃場がわかる地図を添付し、三宅町役場産業共創課まで提出してください。

【問い合わせ先】

三宅町役場 産業共創課

☎ 0745-44-3071

[メール] sangyou@town.miyake.lg.jp

[H P] <https://www.town.miyake.lg.jp/>